

神戸市就学・教育支援委員会開催要綱

令和4年4月1日
教育長決定

(趣旨)

第1条 特別な教育的支援が必要な就学予定児及び学齢児童生徒（就園予定児も含む。以下、「学」又は「校」とある場合は幼稚園及び義務教育学校を含み、「児童生徒」とある場合は幼稚園児を含む。）について、特性に応じて適切な教育を受けられるよう、教育委員会が就学・教育についての的確に判断・指導するために必要な助言を行うこと、及び特別支援教育に関する専門的な意見を述べることを目的とし、神戸市就学・教育支援委員会（以下「委員会」という。）を開催する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項についての役割を担う。

- (1) 特別支援教育に関する専門的な助言・意見。
- (2) 障害の種類や程度に応じた適切な就学先決定に関しての助言。
- (3) 就学後の学校及び学びの場の変更等についての助言。

(委員)

第3条 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、教育長が委嘱する。

- (1) 医師
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 言語聴覚士
- (4) 前3号に掲げる者のほか、教育長が特に必要があると認める者

2 前項の規定により委嘱する委員の人数は、15名以内とする。

(委員長の指名等)

第4条 教育長は、委員の中から委員長を指名する。

2 委員長は、会議の進行をつかさどる。

3 教育長は、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、前項の職務を代行するものを指名する。

(関係者の出席)

第5条 教育長は、必要があると認めるときは、会議への関係者の出席を求め、説明又は、意見を聴くことができる。

(部 会)

第6条 委員会に部会を置くことができる。

(任 期)

第7条 委員の任期は1年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(守秘義務及び個人情報保護義務)

第8条 委員、会議に出席した関係者は、職務上知り得た秘密を漏らし、または職務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、もしくは不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(協力の要請)

第9条 委員会は、運営上必要があると認めるときは、関係機関に対し、資料の提供その他必要な協力を求めることができる。

(委員会の公開)

第10条 委員会は、これを公開とする。ただし次のいずれかに該当する場合で、教育長が公開しないと決めたときは、この限りではない。

(1) 神戸市情報公開条例（平成13年神戸市条例第29号）第10条各号に該当すると認められる情報について助言・意見交換を行う場合

(2) 委員会を公開することにより公正かつ円滑な委員会の進行が損なわれると認められる場合

2 委員会の傍聴については、神戸市有識者会議傍聴要綱（平成25年3月27日市長決定）を適用する。

(事 務)

第11条 委員会の事務は、教育委員会事務局において処理する。

(雑 則)

第12条 この要綱に定めるほか、必要な事項は、教育委員会事務局長が定める。

附則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

なお、本要綱に基づいて、「神戸市就学支援委員会開催要綱」は廃止する。